

令和 7 年（第 2 回定例会）

観光建設水道委員会 会議録

令和 7 年 6 月 13 日

観光建設水道委員会 会議録

○開会日時 令和7年6月13日（金）

開議 午前10時00分

閉議 午前11時23分

○開会場所 市議会 第2委員会室

○出席委員（8名）

委員長 阿部 真一 副委員長 松川 章三

委員 塩手 悠太 委員 森 裕二

委員 森山 義治 委員 吉富 英三郎

委員 野口 哲男 委員 泉 武弘

○欠席委員（1名）

委員 小野 佳子

○委員外議員出席者（なし）

○執行部出席者（14名）

観光・産業部長 日置 伸夫 建設部長 山内 佳久

上下水道局長 橋本 和久 上下水道局次長
兼工務課長 足立 泰徳

観光課長 牧 宏爾 施設整備課長 籠田 真一郎

上下水道局
総務課長 田原 誠士 上下水道局
営業課長 中江 隆一郎

農林水産課長 塩 出 政 弘 都市計画課長 山 田 栄 治

都市整備課長 川 野 康 治 都市整備課参事 加 藤 秀 一 郎

上下水道局 本 田 善 之 上下水道局
工務課参事 下水道課長 川 野 康 治

○議会事務局出席者

局 長 河 野 伸 久 次長兼課長 中 村 賢 一 郎

主 任 定 宗 隆 一 郎 主 事 今 留 蓮

○付託議案及び審査結果等

付 託 議 案		審査結果
議第44号	令和7年度別府市一般会計補正予算(第1号)関係部分	全員一致による 原案可決
議第50号	別府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正 について	全員一致による 原案可決
議第51号	別府市布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術 管理者の資格に関する条例の一部改正について	全員一致による 原案可決
議第52号	令和7・8年度旧平尾邸の施設整備等に関する協定の締 結について	全員一致による 原案可決

○会議録 別紙のとおり

以上のとおり、本顛末に相違ないことを証明し、ここに記名押印する。

令和7年6月13日

観光建設水道委員会

委員長 阿 部 真 一

観光建設水道委員会 会議概要

○開議：10 時 00 分

○阿部委員長

ただいまから、観光建設水道委員会を開会いたします。

当委員会に付託を受けました議案は、議第44号令和7年度別府市一般会計補正予算（第1号）関係部分ほか3件でございます。

審査は、お手元に配付しております議案の審査順序表の記載順により、各課から説明を受け、質疑を行い、採決をいたしますので、よろしくお願いいたします。

初めに、観光課関係議案の審査を行います。

議第44号令和7年度別府市一般会計補正予算（第1号）観光課関係部分及び議第52号令和7・8年度旧平尾邸の施設整備等に関する協定の締結について、計2件について、当局から一括して説明を願います。

○日置観光・産業部長

本日は、観光課から議案について説明をさせていただきます。何とぞ慎重審議のほどよろしくお願いいたします申し上げます。

○牧観光課長

観光課長の牧でございます。

私から、議第44号令和7年度別府市一般会計補正予算（第1号）のうち、観光課関係部分について御説明させていただきます。

それでは、予算説明書15ページをお願いいたします。

観光施設管理に要する経費の追加として、1,777万8,000円を計上しております。鉄輪地区の地獄めぐり周辺における連休期間等に発生する交通渋滞について、地域団体等から対応の要望が寄せられていることから、観光客や市民が安全かつ快適に利用できる環境を確保するため、鉄輪地区の西側、旧山地獄前に駐車場を整備するものでございます。

配付資料1を御覧ください。写真を添付しております。

場所につきましては赤線で囲ってる箇所、元々山地獄が駐車場として管理していた土地であります。面積は約1,350平方メートルとなっております。

整備後の駐車台数につきましては30台程度と想定をしております。ゲート式の機械を設置する予定です。

補正計上している予算の中には、この駐車場の機器借上げ料、駐車場管理委託料、測量設計等の委託料、工事費等が含まれております。

続きまして、議第52号令和7・8年度旧平尾邸の施設整備等に関する協定の締結についてです。

議案書の13ページをお願いいたします。

旧平尾邸の設置及び管理に関する条例の制定、指定管理者の指定に係る議決及び旧平尾邸施設整備に関する基本合意書等に基づき、令和7・8年度旧平尾邸の施設整備等に関する協定を締結しようとするものであります。

協定の金額は5億4,780万円であり、協定の相手方は一般社団法人別府市産業連携・協働プラットフォームB－b i z L I N Kです。

配付資料の2を御覧ください。

内容について、この配付資料2で説明させていただきます。

4番目の事業費についてです。

内訳といたしまして、洋館・和館の整備工事費が4億979万4,000円、それから附属屋根や駐車場とか、そういった建物がありますので、そういったものの解体工事費を1,174万8,000円、あと洋館の増築部分に今までお風呂があるんですが、そこが今回新しいものなので、撤去して、新たに温泉を設置するところで3,363万8,000円、それから庭園と外構等の整備で2,222万円、全体の設計費についてが6,743万円、あとアスベスト調査費297万円、合計で5億4,780万円となっております。

財源につきましては、国の新しい地方経済・生活環境創生交付金で2分の1の交付金があがってます。残りの分につきましては、一般補助施設整備等事業債が2億4,552万円ですが、こちらについては充当率が90%、交付税措置率が30%というふうになっております。一般財源として3,028万5,000円というところで考えております。

6番目の設計・施工事業者につきましてですが、B－b i z L I N Kにおきまして、プロポーザル方式による公募を行いました。その選定の結果、次の3者から成る共同事業体が行うことになります。

共同事業体としましては、西日本建設株式会社、株式会社幸建設、九州建設コンサルタント株式会社、この3者による共同事業体となります。

整備方針につきましては、昨年、平尾邸利活用検討委員会において検討いただきまして、日本人観光客に加えて、またインバウンドを意識した誘客を目的というところで、レセプション機能、宿泊機能、情報発信機能などの観光拠点施設を備える。

また、文化的・歴史的な資源が浜脇地区含めて南部エリア、非常にありますのでそういったところを改善するための地域拠点施設としての役割を担う。

具体的なイメージ図を、配付資料3で示しております。

これが検討委員会のほうで出されたイメージでありまして、和館と洋館、それから庭の整備、あと駐車場整備というふうに大きくなっております。

庭のほうは、平尾バラ園と書いておりますけども、もともとそういったバラ園があったということで、実際は、洋風ガーデンというようなことをイメージしております。

続いて配付資料4になりますが、今回整備をするB－b i z L I N Kに行わせるに当たりまして、基本合意書を交わしまして、その目的としては、この外観及び内装及び庭、その他敷地内の施設整備を行うことにより、新たな観光拠点及び地域拠点として保存・活用することを目的とした合意書を交わしております。

次の配付資料5が、今回実際に工事をするに当たり、締結する協定書となります。

以上がうちの説明であります。以上で観光課関係部分の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○阿部委員長

以上で、議第44号、議第52号の当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言を願います。

○塩手委員

まず、全体の確認なんですけど、議第44号と議第52号を一括して質疑という形でいいんですか。

○阿部委員長

まず議第44号から。

○塩手委員

議第44号からです。私から二つ確認させていただきます。

地元の要望ということがありますが、要望が出てきてからの経緯として、いつ頃そういった要望が出てきたのか。1年前、2年前からそういった要望がちょこちょこ出てきて、昨年にまとめてかなりの数が出てきたから、そういうふうに市として動いたのか。

そこら辺の要望が出てきた経緯、そこから市の中でどういう会議が開かれて合意が取られたのかというところの経緯について確認させていただきたいのと。

それからもう1点が、今回オーバーツーリズム対策で主に駐車場不足に対する対策ということでしたけど、私も何回か質疑、一般質問でしてますが、今後、オーバーツーリズムというところ、市内の各地でまた課題として露呈してくるというふうに思うんですが、特にこの駐車場不足に対する対応として、駐車場の需給調査とかというところについて、別府市として、今後の取組としてはどのように考えられているのか。この2点についてお聞きいたします。

○牧観光課長

要望ということですが、具体的な日付まではちょっと正確に覚えてませんが、昨年、鉄輪地区の旅館の団体さん、あと地域団体のほうから市長を交えてお話しする中で、そういった鉄輪地区の駐車場の問題ということで、何らかの解決ができないかというお話がありました。

その後、年末か今年になりまして、こちらの土地の利用、山地獄が閉鎖してるという情報から、ここの土地がそういった一番地獄めぐりから近いところで最適じゃないかというところから、こういった話になっております。

それと2点目ですが、オーバーツーリズム対策で駐車場整備というところで、今回は、これ市民の方からも観光課のほうにも、年末から今年にかけて、かなり問合せが、何とかしてほしいというような電話も入っておりますので、喫緊の課題として、まずはここからもうとにかく早く手つけようというところでスタートしておりまして、市内全体を見回したときに、ここ以外にまだ渋滞で困ってるというような特別大きな要望とかは出てませんので、今後、市内全体どうするかというところは、ちょっと現時点ではそういった大きな計画というのはありません。

○塩手委員

最初の1問目のところの確認なんですけど、要望書という形で正式に文書とか何かで要望提出されたんではなくて、先ほどの説明にあるとおり市長が入った意見交換会等が出てきた要望をそのまますくい上げてという認識でいいんですか。

○牧観光課長

おっしゃるとおりで、そういった要望があったのを受けて観光課のほうでも、逐次ちょっと注意をして推移を見てる中で、これは必要だという判断をしたところです。

○泉委員

今回の駐車場借り上げの問題については、僕は遅きに失したというような思いなんです。過去、議会で僕は2回取り上げてるんです。ゴールデンウィーク、正月、お盆、いわゆる

地獄地帯への横断道路下り車線ですね。

もう完全に生活道路がパンクしてるんですよ。これから考えたら、今回のこの400坪ぐらいで対応できるのかと、僕は不十分だと思ってるんです。

むしろ、これから先、地獄地帯の交通渋滞を考えたときに、行政はもっと積極的に近郊の空き地等も借り上げるべきだと僕は思ってるんです。

幸いに、老人ホームがありますね。かまど地獄から抜けるところ。あそこの前に現在活用してない土地があるんですね。なんかホテル・旅館事業者が持ってるようなところも借り上げができるのであれば僕は借り上げて、あの地獄地帯の交通緩和に資するようにしないと、それはもう本当に部長ね、正月、お盆と今言いましたけど、生活道路がパンクしてる。僕、市政だより配ってて、あの道路が使えないんですよ。ということは、一般の生活の方はもっと困ってると思うんです。むしろ、積極的に周辺の空き地があれば、借りるべきだと思います。

それからもう一つは、下り車線の海地獄に入るところが、もう2車線ぐらい全部渋滞するんですね。これ、海地獄さんの経営状況から考えると、独自の駐車場等もやっぱり僕は検討してもらってもいいんじゃないかと思うんで、そこらも十分協議していただけないか。

それから、1点お尋ねしますけど、今回借り上げる400坪について、駐車場の宅盤回収、これは借り上げ中にそういう工事ができるのかどうか、これどういような協議になってますか。

○牧観光課長

それにつきましては、地権者と契約を交わしておりまして、整備できるようになってます。

○泉委員

今回借り上げる横が県道なんですね。鬼山地獄の上にある。それからの横断道路に出るところ、あそこを歩行者が歩くんです。もういつ事故も巻き込まれてもおかしくないんですね。今回宅盤整備ができるのであれば、その歩行者の歩道を、むしろ地獄地帯公園の中に僕は取り込むほうが事故ならなくて済むんじゃないかと思う。

そういうところも考えて、宅盤整備を進めてくれませんか。今のままでは、あまりにも駐車場としては景観ですね、雑草がもう周りに生い茂ってる。これはよろしくないと思います。

そこらを十分検討してください。以上です。

○日置観光・産業部長

空き地の状況等と渋滞の状況を勘案しながら、助成を確認してまいりたいと思います。

それと、今御指摘の歩道の件につきましても、整備の際に安全の確保ということで配慮しながら進めさせていただきたいと思います。

○森委員

先ほどからいろいろな意見がありますけど、私もここはやっぱり地元で交通渋滞というところに関しては、本当にこの期間中はほとんど外に出れないような状態が続いてますし、また、火売の中の本当細い道を観光客の車が通るような状態が、しかもかなりのスピードで突っ込んできて、しかも離合もできないようなところに結構突っ込んでくるようなところが本当に多いので、今回こういった対策を市が進めるというところに関してはすごくいいことだとは思いますが、ただ、今回この土地を選んだ経緯というのは先ほどちらっと聞きましたが、そこは市の側がここがいいんじゃないかと急に決めたのか、どこかほかから、さっき

言われた旅館ホテル組合などから、ここがいいよというような提案があったのかというところについては。

○日置観光・産業部長

当然、お話の中で空いた土地がありますよという情報の提供はいただいておりますし、現況を見の中で、やはり下り車線というところはすごい渋滞になっておりますので、市の判断としても、ちょうどそちらの土地が活用できるのであればということでお話を進めさせていただきました。

○森委員

結局、この土地に関して確かに空いているというところはすごくよく分かるんですけど、結局、下り車線から行って、ほとんどの方が海地獄で曲がるわけですね。海地獄で曲がらずにその先にある駐車場というところで考えると、本来は渋滞をしているところで入るところで、手前のほうに駐車場を持っていく方が、もう海地獄まで行く前に、先にここ入った方がいいやという感じで多分使うと思うんですけど、海地獄についてまだ先に駐車場をつくるというところ、しかもそこが無料駐車場ではなく有料駐車場ということになると、海地獄含めてこの辺の周辺の地獄の駐車場は無料ですから、本当にここに止めるのかなという、ちょっと懸念はすごくあるんですね。

だから、そういった意味では本当に何でここにしたのかなというところが、私としてはちょっと疑問点すごくあるので、そこをしっかりと、ちょっと今の説明では正直不十分かなという気はしてるので、もう少しちゃんとした何かここに決めた理由というところが、私としては全然感じられない、何でなのかなというところが、少し疑問に思っているところではあるので。

あともう1個、すごく入りづらいということは、この間の議案質疑でも言われてましたが、入り口は今どこにつくろうということで考えてますか。

○牧観光課長

まず、この場所ですけれども、おっしゃるように地獄めぐりのことを考えれば、それよりまだ上のほうにという御意見も十分承知しておりますが、現状、まとまった土地で使えるところというのがまずここですので、ここから手をつけさせていただいて、また今後、これで30台ということで、当然入れ替わりもあって、それなりの効果は見込んではいまいますが、十分台数があるか、場所によるとそうでもないところもありますので、引き続き、渋滞緩和については、検討していく必要があると考えております。

また、ここ有料駐車場で、確かに地獄めぐりに関しては、平日の入り込みというのは、やはりちょっとあまり見込めないかなと正直思っております。特に週末とか、あと連休とか、観光シーズン、そういったときにはもう地獄めぐりの駐車場がもう入りきれない状況というのを目の当たりにしてますので、そういった車が観光地で1時間、今200円程度を想定してまんですけど、そういったところであれば十分使っていただけるし、ここに止めて、できればここを拠点に鉄輪を散策していただくような使い方を、地獄の駐車場はあくまで地獄の施設の駐車場ですので、この市の駐車場に停めてから、さらに下のほうまで歩いていただけるようなことができればなというふうに考えております。

入り口につきましては、これもおっしゃるとおり、やっぱりどこにつくるかで、出入りの問題というのは非常に大きな問題と思ってます。

具体的な設計は、今から入っていくことになりますけども、なるべく渋滞をさらに引き起

こさないようなことを考えながら、設計のほうはしていきたいと思っております。以上です。

○森山委員

この駐車場、入り口今言われるようにどこに造るかで渋滞もまた考えられるわけですよね。これ一応計画、今からでしょうけども、工事をいつ頃入っていったって、いつから利用できるようなことを考えてますかというのがまず1点です。

それから、今横断道路の反対側に海地獄さんが無償で借りてるといいますか。ただね。例えば、ああいうところがやはり整地してゲートで有料でというようなことになったときに、そういうふうにして市がやはり入っていったいただけるのか。

それと、この駐車場の真ん中辺から上にホテルに行かれるお客さんがいると思うんですよね。

やはりシーズンになると、ホテルに入っていくお客様とかがごった返して渋滞も考えられるから、ゲートをしっかり考えていただきたい。

あともう1点は、同じように上のほうに横断道路のずっと上のほうに、やはり土地を借りるなりということもありますけども、今後、もっともっと別府市にインバウンドが入ってくることを考えれば、今、高速道路を出たところ、あの自衛隊さんの信号。上から行ったら右側に今車がポツンポツンと止まってるんですけども、国とか県とかと相談して、パークアンドライド、そのような考え方。あそこを今桜並木のところに縦どおりにやっぱ二、三十台ぐらいは止めれると思うんで、その海側が自衛隊さんの駐車場になりますね。

それで、あそこに柱を立てて平行にすれば、自衛隊さんは今まで通り止めれるし、やはりそのようなことを今後を考えたときに、パークアンドライド等を、やはり視野に入れておくことも必要ではなかろうかと思うんですが、そのこのところの考え方について。

○牧観光課長

スケジュールにつきましては、議決いただいた後、まず8月、9月に契約ですね。これはリース契約になるんですけども、機械・設備等、そういった手続を踏まえまして、11月末ぐらいにかけて機械の製作であったり設置、そういったものをします。

それと、同時並行で今度測量設計を行ってまいります。舗装工事につきましては10月ぐらいになるかと思っております。

運用開始につきましては、できれば年末年始には間に合わせたいと思っておりますので、12月ぐらいには、年内には稼働できればと考えております。

今、海地獄の駐車場の話もございましたが、ちょっと現時点では、まず、今この駐車場を整備するということですので、ほかの土地を借りてというところまで、まだ話は出て来てませんので、今後の検討課題かと考えております。

それと、先ほどのパークアンドライドということで、これについても、具体的なそういったちょっと構想までは出ておりません。そしたら、ほかの自治体とかでもパークアンドライドでやって、あまりちょっとうまくいってないようなというの、個人的には聞いてますので、鉄輪全体の渋滞緩和とか、そういったオーバーツーリズム対策にはどういった方法がいいかというのは、今後検討が必要と思います。

○森山委員

今、だから、鉄輪地区で大概渋滞するから、手前のほうで駐車場造って、あそこから例えば鉄輪までピストンする何かの方法、今後、あそこに何ていうんですか、今シンポジウムですとか、そういうふうなところで、将来的なインバウンドのお客さんを大変見込んでるんで

しょう。そうしたときに、ますます必要だから、あそこへパークアンドライドというのは、やはり将来を見据えたらやっぱ考えて今から将来的、5年、10年後を見たときには必要と思うんですね。

今、泉委員さんが言われたように、あそこが渋滞するのはもう何十年も昔からなんです、鉄輪地区は。特に5月の連休とか、春休み、週末とか。

それで今特にインバウンドが入ってきてる。そして自家用車が多い。団体客ではなくて。そういう観点からしたときに、やはり将来をさらに見据えて、やはり進んでいくのだと思いますので、一つ考えといてください。要望でございます。

○阿部委員長

泉委員初め、今後の鉄輪地区含めたところのオーバーツーリズムは、また当委員会に進捗の計画等があれば報告してください。

ほかにありますか。

○松川副委員長

ちょっと一言だけ。今、国道500号線の歩道の拡張をずっとやってますので、そこも近々拡張されると思いますので、その辺も考えながら、先ほど言った駐車場の入り口とかいろんなものを考えていただきたいなど、そのように私は要望しておきます。よろしくお願いいたします。以上です。

○牧観光課長

今、お話あった県道の拡幅の話もありますので、建設部も、これは一緒に話を進めてる状況で、そういった情報もお伺いしてますので、そこは十分考えながら進めていきたいと思います。

○阿部委員長

それでは、議第44号に関してよろしいですか。

次に、議第52号令和7・8年度の旧平尾邸の施設整備等に関する協定の締結についての質疑に入ります。

委員の皆さんから質疑がございましたら、よろしくお願いいたします。

○野口委員

議第52号については、私は全体的に賛成という立場なんですけども、結局、この別荘文化等が別府の中で潰えていった経緯をずっと私も振り返って見ますと、浜田市政のときに麻生別荘がああいうことになったときに、我々が提案したのは、あの建物がもう私見たときにすごい建物だったんで、別府市が取得して、こういうものはぜひ残して、別府市が例えばカフェと色々なことで、そこを見学してもらいながら別荘を残すということは必要じゃないかということを提案したんだけど、それはできなかったんですね。今は団地みたいになってしまってるけど。

この平尾邸については、せっかくの寄附行為によって、これから開発していく。

ただ、洋館のほうはいいけど、和館のほうは、見た感じではちょっと保存していくのが無理なのかなという、そういう気がしたんですね。

そういう、その総合的なものもまた判断をしながら、どういうふうにしていくのかということが計画の練り直しも含めやっぱり必要じゃないかなと。

ただ、B－b i z L I N Kというのは、市長の話によればDMOという機能を有しているということなんですけども、今の状況の中で我々はDMOというのは認められないんですよ、B－b i z L I N Kは。

だからそういう意味では、本当の意味のDMOという機能をB－b i z L I N Kにもたせて、市民の方々も含めて、全体でそういう問題に取り組んでいくと、そういうことが必要じゃないかと思うんですよ。

だから、B－b i z L I N Kは今回この契約を別府市としたんですけども、基本的には私たちが思うようなDMOという機能を持ってないB－b i z L I N Kがこれを請け負ったときに、市民の方々、近所の方々も含めて、DMOの中に入っていて、こういうものについて、開発とかそういうものを近所の方々の迷惑も含めて、駐車場の問題とかいろいろこれから発生してくるわけですから、そういうことはぜひ検討する必要があるんじゃないかなと私はそう思いますので、草案は賛成ですけど、そういう意味で細部について、もう一回詰めてみる必要があるということは指摘をしておきたいと思います。以上です。

○阿部委員長

当局、総括的な観点で答弁があれば。

○牧観光課長

今、和館がかなり老朽化しているという話もありました。実際に、洋館については、復元ということを目指して文化財登録まで目指した復元をしていくということで、和館については、実際に建築士等を見ていただいた中で、梁であるとか構造的なもので使えるものは使いながら、再構築するというやり方を今考えております。

実際に平尾邸の歴史をひもといていったときに、あの和館のほうでももともとは商売されてて、そこから広がってきたという歴史的なものもあって、やはり洋館と和館をセットでリニューアルするということに大きな意味があるのではないかというふうに思っております。

ですので、実際に今から具体的な詳細な設計に入っていきますので、その中で歴史的価値を高めるようなやり方を市も一緒に入って検討していきたいと考えてます。

○野口委員

分かりました。それで、やっぱりこれだけの価値があるものを、別府が取得するということは、これ別府の宝になるわけなんでね。そういう点ではぜひ皆さんが納得するようなものに仕上げてもらいたい。

そういうことをお願いしておきます。以上。

○吉富委員

この平尾邸の関係なんですけども、私もB－b i z L I N Kの定款をちょっといただいて、中を確認をさせていただきました。

この中でやはり気になるのは、書かれてる中で取引の制限とかは、これは理事とかが第三者との間での取引をしたりすることに関しての利益誘導とかそういうのはしてはいけないというような形のもので書いてると思うんですけども、一般的な契約ですね。契約に関する定款というものがこの中に入っていない。

だから、そういう中で今回市とB－b i z L I N Kが契約をする。その契約をした中で、例えば今回のB－b i z L I N Kが市と契約した後、今度これを業者のほうに下請に出す形になるわけですね。

定款の中で、そういう下請に出すというのが一切書いてません。事業はこういうことしますと書いてます。

だから、この中で7番目、8番目ぐらいがBーb i z L I N Kのやる中で観光地域づくりの推進、それと旅行業法に関する旅行業等旅行サービスの手配、こういうところをBーb i z L I N Kとしてはやるということで、平尾邸の中で、別府市から委託を受けて観光事業をするというものは構いません、いいと思います。

だけど、市と契約した中で、それを下請に出してもいいとかいうような、そういうものというのとは契約としては入ってないんですよ。

だから本来なら、今この協定書をずっと見てますけど、今度協定を結ぼうとしている第9条に報告等というのが入ってます。これは、当然市とBーb i z L I N Kとの契約ということの中での報告なんですけども、この中に、やはり今の御時世、本来なら行政とBーb i z L I N Kが契約した分に関しては、議会に対して、報告の義務とかいうのは基本的にはないという。だから、今までの行政側の議会に対する答弁ではあります。

しかしながら、5億円のお金を出す中において、今のこの経済的に困窮している市民がたくさんいると言われてる中で、5億円のお金を出して今することなのかということもやっぱり考えなきゃいけないと思うんですよ。

だからここはやはり、しっかり行政とBーb i z L I N Kがする協定を交わす中に、この報告等という中に、やはり議会が求めた場合には、その行政に渡した報告書を議会にも提示するというような文言をやっぱりちゃんと入れないと、やはり5億円ものお金を議会がはい賛成しましたと言ったら、一般市民は多分納得しないと思いますよ。

5億円あるんだったら、プレミアム商品券みたいなやつを別府市全部出しても2億円ぐらいで済むわけですから、それぐらいのものを安く出してくれたほうがよっぽどうれしいという人たちも多分たくさんいると思います。

だから、そういうところをやっぱり行政がこれをする、浜脇地区に観光施設として目玉を置きたいという、観光客の人たちのインバウンド人たちも含めた中でのこの回遊性という部分を見るためには必要であるということは十分理解しています。

理解をしているけども、ここに今5億円のお金を持っていくのであれば、市民に対する報告というものがないと、やはり私は議会としては、なかなかうんとは言えないというふうに思ってるんですが、その辺のところはどう思いますか。

○日置観光・産業部長

こちらに規定する報告等についてということで、第2項にも必要があると認めるときにはということでございますので、それはBーb i z L I N Kから市が報告を受け取らせていただきたいと思います。

その内容を、さらに議会ははじめその先に提示ができるかということは、やはり情報公開の絡みも出てきますので、その辺についてはそういう内容にのっとってすべきものであると考えております。

それと、やはり5億円の事業ということでございますので、一旦こちらの金額を想定させていただいておりますが、事業終了後には、きちんと精算ということで残りが発生した場合は市のほうにお戻しをいただくということになっておりますので、その金額等については御報告申し上げることができると考えております。

○吉富委員

今の御時世、情報公開条例も確かにありますし、地方自治体が民間との契約ですから、そ

れは当然、行政からお金が出るから報告は要る。

ところが今度、それが民間に渡って民間との契約だから、要するに報告義務がないということになるわけですね、今までの話、全部を言うと。

しかし、今これだけの時代に、要するにお金の流れの透明性、そしてそれが正しく使われたかどうか、こういうものというのは、やっぱりしっかりと市民にお知らせするというか、当然議会のほうにそれを出すのが、もう当たり前であるという時代になってるわけですよ、今。

だから、民民の中では議会に報告する必要はないんだというのは、今の地方自治法の中でもそれはそういうふうに出ている。けども、今ほとんどの地方自治体は、やはりこのような案件に関しては、情報公開も含めて議会に報告をしっかりとしているというふうに、ほとんど今変わってきてるんですよ。

だから、ここをやっぱしないというのは、やはり議会としては、何か別府市隠してるんじゃないかなというふうな気持ちになってしょうがない。

例えばもう1点言うと、これ設計料が確か6,000万円か6,700万円思うんです。

これ例えば、僕なんかの普通考えでいくと、6,000万以上の設計委託というと、大体10億前後の仕事になるんですよ。普通の民間的な考え方でいくと。それが6,700万円、7000万円近くも設計委託料が出てということは、追加の事業か何かがあるんじゃないのと、もし何かあったら、なんか変に勘ぐってしまうところまで出てくるので、何が言いたいかというと、設計が高過ぎるんじゃないかということもあるわけ。

だから、やっぱそういうところまで1個ずつ潰していくと、何か確かに今部長は精算をすることによってという言葉もありました。

だから、これだけの5億円というお金を用意するけども、3億5,000万円でできるかもしれませんよ。だから、残った分は戻ってくるという話になるんですよ、極端に言えば。けど、設計料は多分戻ってこないですよ。

こういうものまで見ていくと、ここに本当にそれだけのお金を入れていいのかというふうにどうしても思ってしまうんですよ。

だから、この辺はやはり協定をB－b i z L I N Kと締結するのは結構です。それもいいと思います。

だけど、議会に対しての報告をちゃんと、議会が求めたときには、議会にその報告をするとかいうことをやっぱ入れとくべきじゃないかと私はそういうふうに思うんですけど、もう一度。

○阿部委員長

昨日の議案質疑の副市長の答弁も含めて、ちょっとこの委員会で答弁お願いします。議会の報告について。

○牧観光課長

昨日の議案質疑の中でも副市長から答弁させていただきましたけども、可能な限り議会のほうにも、私のほうからは委員会のほうに、逐一、例えば具体的な設計が出ればそれを報告したりとか、もちろん地域の住民の方もこれ関心を寄せてますので、まず議会に御報告をしたのちに、地域の方にもお示しをしていきながら、地域の財産となるようにやっていきたいと考えております。

○吉富委員

昨日の副市長の答弁では、極力したいという話であって、行政側が行ういつもの答弁、何とかしていきたいと思いますとか、検討いたしますというのと同じようなニュアンスにしか取れないんですよね。

だから、やはりこの協定書の中に文言を1行なりでも入れるべきじゃないかなと言ってるわけです。

だからそれがないと、結局、民民ことですから、例えば元請であるB－b i z L I N Kが下請であるどっかの業者に出しました。その内容に関しては、その下請取った業者の技術力とかいろんなもので秘密にしなければいけないものがありますから出すことができませんということだけで大体隠してしまうことがほとんどなんですよ。

それはそれで構いませんけど、じゃあその技術力本当にあるの、その技術力というのは、例えばその下請で取った会社は、うちは、地方自治体のどこどここういう仕事もやりました、こういう仕事もやりました、こういう仕事もやりましたという中で出して技術力がありますよということで、元請のB－b i z L I N Kがそれと契約をするということであれば、そこまで持ってるのであれば、もうはっきり言って技術力を隠すとか、そういうことはないと思うんですね。1円入札じゃないわけですから。

だから、そういう部分でも、やはり隠すことがもうこの時代になくなってるというふうに思えてしょうがないんですよ。

どうしても、もう何度も言いますけど、この報告義務の中に議会に対してもというようなものがやっぱりあるべきじゃないかなと私はどうしてもそれは思えてなりません。

企業の秘密とか、競争上の不利益になるからというのはやっぱりおかしいと思います。そこをもう一度やっぱり委員長、もう一回この委員会として、それをしっかりまとめてもらわないと、必ず言われることではないのか。5億円ものお金があるなら、今苦しい生活のために行政はしてくれないとおかしいじゃないかと言われることのほうが多くなると、市民へに対する私たちの報告義務なんです。やはりそこでうやむやになるんで、その辺はやっぱりしっかりしていただきたい。

○阿部委員長

重ねての答弁になるんであれですけど、吉富委員がおっしゃったように、協定書の内容の件に関しての、議会等の市への報告義務しか書いておりませんので、その部分は当局のほうでもう一度、執行部のほうでしっかり共有をして報告は適宜行ってください。

これも委員長報告で、議会に委員会を通して報告をしていただくという旨を委員長報告には盛り込みたいと思いますので、よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり。)

ほかにございますか。

○塩手委員

ちょっと3問要約して質問させていただきます。

私もまず冒頭、吉富委員がおっしゃったように、その報告の取扱いについては、この協定の中に一つ別記でもいいんですけど、議会に対しての報告というところも盛り込むべきだというふうに思うということはちょっと先に申し述べておきます。

ちょっとスケジュールとか流れ的なところから確認させていただきたいんですけど、そもそも寄附を受け、打診があったのがいつ頃で、そこから市として寄附を受けると決定してその後に検討委員会で昨日の議案質疑の中でもあったかどうかちょっと忘れましたが、老朽化

が激しいので、早急に工事・整備をしないといけないというところは、恐らくこれPFIというやり方も僕あったと思うんですけど、これを指定管理でさらに迅速というか、そのスピード感の速いB－b i z L I N Kに対して協定を結んで、工事設計までしてもらおうというような決定をしたときから、またその昨年の概算要求にそのB－b i z L I N Kを入れたのかどうかというところも含めて、プロポーザルに至るまでの経緯をちょっと細かに、議事録にも残したいというところで確認をさせていただきたいというのと。

通常のこういった発注工事というのは、僕の中の一般論ですけど、大体行政部局から民間に対して発注をかけるというようなものなのかなというふうに思っています。こうやって協定を結んで、外郭団体に発注業務を行ってもらおうというのは、イレギュラーというか、特例なのかなというふうに思うんですけど、そのあたりは別府市としてどういうふうに認識をしているのかというのが一つ。

それから、今回のこの施設整備による協定については、そもそもB－b i z L I N Kに3月議会で議決した指定管理の業務の一環として捉えているのか、それとも別個の業務としてこの指定管理の方法を別府として取ってるのかというところの確認と、協定書の中に先ほど来出てる報告にプラスその再委託の基準というところを一つ設けるべきだと思うんですね。

例えば、再委託に関しては一括しての再委託は出してはいけませんよというのを、ほかの自治体では設けているところもありますし、一部業務委託してもいいですよ。ただ、その際には、事前に市に対して申請をしてくださというような基準は、ガイドラインで設けるようなところも僕はちょっと見受けられたんで、その辺りも検討してこの協定書の中に盛り込められたらどうかなというところの提案が一つ。

それから、ちょっと配付資料4と5になるんですけど、報告等というところに関して、実施に関して必要があると認めるときというところになるんですけど、これの認めるときというのは誰が認め、例えば議会からちょっと1回状況確認してくれということで市が認めて、相手方に対して報告を求めることができるのか、もうそもそも市の中のいろいろ協議によって報告を求めることができるのかという、その実施に関し必要があるときのちょっと定義が曖昧なんで、そこら辺を明らかにしてほしいというところと、それから第8条の部分に、これ負担行為が変更になる場合は、乙と甲の協議によってというふうになっているんですが、仮に、これが5億4,000万円でいろいろ今回の図書館みたいに複合的に何かいろいろ状況が変わってプラスになりましたとなったときに、これは別府市とB－b i z L I N Kの協議によって価格が引き上がるというふうに僕はこれで認識ができるんですけど、その際に1億5,000万円以上の案件に関しては議決案件という、議決の地方自治法にあるそこに適用されるのか、そもそも1億5,000万円以内の引上げに関しても議決案件になるのか、そのあたりのちょっと確認をさせていただきたいんですけど、よろしいでしょうか。

○牧観光課長

まず、経緯というところですが、もともとは浜脇秋葉線の拡幅工事に一部係るというところから寄附したいという話が出てきたと記憶しております。

実際に、市で令和5年度にその寄附の申出が口頭ですけれどもあったのを踏まえて、これ受け取るべきかどうかというところで、可能性調査を実施しております。

そこで、その可能性調査を令和5年度にして、それを受けて寄附を受けるという決定をします。

その後、実際にどういうふうに使っていくべきかというところ令和6年度の10、11月に活用委員会を開催して方向性を決めております。

それを踏まえて、実際に12月議会のほうで設置条例をあげさせていただいたと。その段階

で、やはりB－b i z L I N Kという話も出てましたので、指定管理方式でやるという決定をしながら、同時に、指定管理者の候補者の選定というところで、委員会にかけて、指定管理者の検討委員会ですけども、そちらのほうB－b i z L I N Kを候補者にするという決定をしました。それを受けて3月議会で指定管理の議決をいただいたという流れになります。

○塩手委員

追加で聞いたその一般的な今回はその工事発注契約なのか、それともイレギュラーというか、特別なケースとして認識しているのかというところの、僕としては今回特別な方法なのかなというふうに思ってるんですが、そのあたりの認識についてはどのように考えてるんでしょうか。

○牧観光課長

今回につきましては、より地域の実情に合った観光地域拠点として整備するという中で、B－b i z L I N Kのスピード感であったりとか、あと企画力とか、そういったのを踏まえて負担金という形で今回支出しようとしているものであって、ほかの通常の工事がどうかという、またちょっとあれですけど、今回はこういった方法を選んだということなんです。

○阿部委員長

あと、1億5,000万円以上の追加が仮にあった場合の議会に対する議決の在り方は。

○日置観光・産業部長

そこは担当課と確認をさせていただきたいと、ちょっと今こちらのほうでは判断がつきません。

○塩手委員

もちろん地方自治法、僕が覚えている限りでは、間違ってたらごめんなさい、1億5,000万円以上だったと思うんですけど、工事請負契約とかに関しては。動産の取得だと別として。

この協定の中で、その地方自治法とは別の特別協定として、例えば1億5,000万円、議決にかかる案件以内の金額の追加であっても、一応議決というか委員会に対しての付託だったりとか、そこら辺を設けても僕の中でやっぱりこれ、今回特別の発注ケースだと思ってるんで、そういった特別な例を協定の中に盛り込んでもいいんじゃないのかなと思いますがいかがですかとのが1点と、あともう1個、その再委託というところの基準もこの協定の中に入れるべきじゃないですか。この2点だけ最後ちょっと伺います。

○牧観光課長

ちょっとどこまで報告するかというのは、今すぐには返答が難しいとこがありますので、またちょっと確認させていただきたいとは思っております。

再委託についてということですが、ちょっとどこまでの再委託かということもあるんですけども、まずはこれ負担金としてB－b i z L I N Kに出して、そこからこの今の3者の事業体のほうが施工していくので、そっから先の再委託ということですか。

○塩手委員

そうです。大体、ほかの市町村のガイドラインとか協定書とかを拝見すると、再委託に関しては、例えば事前に1回市に申請とか確認してくださいねとかいうようなケース、基準

を設けているようなところもあったりもするんですけど、先ほど吉富委員がおっしゃったように、まず定款の中にもそういった再委託というところの定義というか、そういった文言をうたわれてないというところ、今回の協定の中にもそういった再委託というところの定義自体うたわれてないというところで、1回その認識を整理して、協定の中に入れてもいいんじゃないかというふうに思うんですが、いかがですか。

○阿部委員長

塩手委員、ちょっと議会の議決事項に関するところは、また総務課とかほかの所管になってくるところがあるんで、一応今議会の議決に付すべき契約の財産の取得又は処分に関する条例の中で、1億5,000万円以上越えるときは、やはり議会の議決がいるということになっております。

その辺ちょっとこの委員会の今回の議決事項の延長線上にはあるんですけど、一応そういった規定の中で条例を履行するほうで市のほうは対応すると思います。

委員の皆さんには、後ほどちょっとこの財産の取得に関する条例の部分というのは資料配付をしておきますので、その辺の読んでいただいて、この協定書の内容の審議に関しては、ちょっとその範囲で質疑をしていただけたらと思います。

○塩手委員

今回はB－b i z L I N Kに対しての通常の指定管理業務の一環として、この工事の協定業務というのは、認識を捉えているのか、そこだけ確認させてください。

○牧観光課長

これは、指定管理者の業務とは別と考えてます。

要は指定管理者であるB－b i z L I N Kにこの分をしてもらうということです。ですので、指定管理料の中に入ってるわけではありません。

○阿部委員長

よろしいですか。

ほかにございますか。

○野口委員

ちょっと一つ気になったことがある。

今回の平尾邸の問題については、我々やっぱり日本全国あちこち回るのに、江戸時代とか明治時代とか、かなり古い、文化財として残すような建物があるわけやね。

そういうのを見たときに、この文化財として残すのか、残さないのかという判断からしたときに、今別府市にはこれだけの財産があるのかというところの判断も必要じゃないかと思うんです。

だから、今吉富議員が言ったように5億4,000万円という投資をするんだけど、それが妥当かどうかということについては、この平尾邸がもともとじゃ何なのか、なぜ残さなきゃならないのかという、その基本的な考え方を別府市民が納得できるようにするということであれば、文化財として将来100年残すんだということで説明すれば、市民の方々が納得するわけよ。

そういうことも切り口として、これはあの平尾邸を見たときに、私は残さなきゃいかんと思ったね。

だからそういう意味では、議論はいい、議論はもう吉富委員が言ったように5億4,000万、

これは投資するんですよと、しかし、これは将来的に別府市の財産として残す、文化財として残すんですよという、そういう、やっぱりとんがった意見というのを市がやっぱり市民に説明する必要があると思いますよ。そういうことをしっかりやってもらいたい。

だから、我々もそういう意味で、文化財として残すということであれば、それは納得して賛成をする。

だから、私草案賛成と言ったわけ。以上。

○泉委員

採決前に何点か確認、また要望させていただきます。

これ令和6年12月23日に条例40号で、旧平尾邸の設置及び管理に関する条例が制定されます。この目的の中に、平尾邸はどういう目的で別府市が管理運営をしていくという明確なものを定めてるわけですね。

そこで、これに付随して、事業収支管理委託等を見ていきますと、将来的には繰り出しを1,000万円以内に収めたいということですが、これBーbiz LINKが企業努力をして、1,000万円という金額では小さい金額じゃないんです。

やっぱり1,000万円をできるだけ割り込むように経営努力をしてもらいたい。これが第1点ですね。

それから、Bーbiz LINK自体の事業の中に、企画立案調査というのは、これは専門でなんですね。ところが、こういう建設工事というのは僕はついぞ、Bーbiz LINKが経験とか資格持ってるとは知らないんです。

そこで、この完成検査、工程管理、こういうものについては、市の建設部の力を借りるということは、これもう僕は必然的に求められると思う。ここらを委員長報告に織り込んでいただきたいなというのがあります。

吉富議員それから塩手議員が懸念・不安を言われましたけど、私も全く同様に考えてます。そのためには、やはり入札が終わった段階で、委員会には必ず報告をしてほしい。

それはどういう内容かと言いますと、入札金額、それから入札参加者、それからそういうものについて、委員会にこと細やかに報告をしてほしい。

それから塩手議員が先ほど言いました、再委託の問題ですね。これ従前の議論の中で、再委託については、行政当局は認めれば再委託できますよというふうに今までずっと言ってきたんですね。

しかし再委託というのは、よほど慎重でなければいけないんですね。そこら、再委託だけじゃなくて再々委託も、Bーbiz LINKは今までやってますから、そこらについては、行政当局としてできるだけ、再委託をするときには委員会にこういう理由で再委託をしたんですよというものがこと細やかに分かるようにしていただきたいと思います。

それから最後に、いわゆる観光施設と言いながら、税の持ち出しは少しでも減らすべきだと思います。やっぱり指定管理を受けたBーbiz LINKが企業努力をして事業収支が合うように、これはBーbiz LINKに特に要望してほしい。

この以上の点を私は要望してから、採決をしてほしいと委員長お願いします。

私が申し上げた点を委員長報告にぜひとも織り込んでいただきたい、これだけ申し上げておきます。

あと、駐車場の管理については、地獄組合というのは収益団体なんですよ。旅館は入湯税を預かり税として支払う。ところが、地獄というのは温泉を生業にしながら税というのは課税対象になってない。ゆえに、やはり地獄組合からこういう地獄組合に資するような駐車場については、応分の負担を協議してください。

これだけ委員長報告の中に織り込んでください。

○阿部委員長

今、各委員からるる協議・質疑があったわけですが、この協定書の中の第9条にある、今回のこの議案に対しての資料説明等、当局も適切丁寧に行っていただいたというふうに考えております。

その上で、今後議会に対する細かい報告、もう何度も言いますが、この協定書の第9条に書いているように、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の中で、やはり市民の税金を使って大きな投資をして整備していくという点を忘れずに、今後議会、特にこの委員会での報告事項というのはぜひ担当課から声をいただきながらやっていただけたら大変ありがたいと思いますので、その辺を十分に踏まえて事業を進めていっていただきたいなと思います。

ほかに委員の皆さんからありますか。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり。)

それでは、採決に入っていきます。

初めに、議第44号令和7年度別府市一般会計補正予算(第1号)観光課関係部分について。

議第44号令和7年度別府市一般会計補正予算(第1号)観光課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第44号観光課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議第52号令和7・8年度旧平尾邸の施設整備等に関する協定の締結について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議題52号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、観光課関係議案の審査を全て終了いたします。

休憩いたします。

休憩：11時07分

再開：11時07分

○阿部委員長

では、再開いたします。

次に、施設整備課関係議案の審査を行います。

議第50号別府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、当局から説明願います。

○山内建設部長

建設部の山内でございます。それでは今議会において提出しております議案の概要につきまして御説明申し上げます。

建設部からは、施設整備課より1件で議第50号の条例の一部改正ということでございます。何とぞ御審議のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、議案の詳細につきましては担当課長より説明いたします。

○籠田施設整備課長

整備課長の籠田でございます。よろしくお願いします。議案について説明させていただきます。

議第50号別府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について説明させていただきます。

議案書の11ページをお開きください。

市営中原住宅を用途廃止することに伴う条例改正で、別表から市営中原住宅を削除するものでございます。

配付資料を御覧いただきたいと思います。

市営中原住宅は、原町にある昭和25年に建設された木造平家建て、合計10戸の住宅であります。入居者が全て退去しましたので、施設老朽化により同住宅を用途廃止するものでございます。

以上、施設整備課の関係部分の議案につきまして御説明させていただきました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○阿部委員長

以上で当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、御発言をお願いします。

○塩手委員

中原住宅は、公共施設マネジメントで恐らく用途廃止が決まったんだと思うんですが、決まってから入居者が恐らくまだ住まわれてたと思うんですけど、お声かけをいつからやったのかというところから、最後に退去した方が退去するまでの、別府市としての次の家が見つかるまでのサポート体制とかというところ、フォローですね。そういうところはどのような形でされてたのかだけ確認させてください。

○籠田施設整備課長

公共施設再編計画で、住んでいる方が退去されたときは廃止しますという方針を定めております。

それから、もうその住宅については退去を進めてきて、それが今年の3月に全て退去されたということで。

○塩手委員

ここを閉じるんで出てってくださいという声かけではなく、もう完全に民意で出て行かれたと。

○籠田施設整備課長

用途廃止いずれしますので出ていってくださいということをお願いしてきたということです。

○塩手委員

その方が出ていかれるまでの次の住居探しの例えばサポートというのは特段せずに、完全

に民意で探してもらって。

○籠田施設整備課長

当然、次の住まいのところもサポートして、説明会とかをさせていただいたと。

○阿部委員長

ほかにございますか。

（「なし」と発言する者あり。）

ほかに質疑はないようでありますので、これより採決を行います。

議第50号別府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第50号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、施設整備課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：11時12分

再開：11時12分

○阿部委員長

再開いたします。

次に、上下水道局関係議案の審査を行います。

議第51号別府市布設工事監督者の設置及び資格並びに水道技術者管理者の資格に関する条例の一部改正についてでございます。当局から説明願います。

○橋本上下水道局長

それでは、本議会に提出してます議案につきまして、概要について説明させていただきます。

上下水道局といたしましては、工務課より、議第51号別府市布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正について提出させていただいております。

何とぞ最後まで十分に御審議されますようお願い申し上げます。

それでは、議案の詳細につきましては、工務課長より御説明いたします。

○足立上下水道局次長兼工務課長

それでは、議第51号別府市布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正について御説明いたします。

議案書12ページを御覧ください。

これは検査事業についての担い手不足及び処遇改善の対策として、建設業法施行令における管理技術者等の専任義務の金額及び兼務する現場数を定める内容の法令の一部が追加されたことによる条例が引用する条項に移動が生じたため、条例を改正しようとするものであります。

以上で議第51号別府市布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関す

る条例の一部改正についての御説明を終わります。御審議のほど、何とぞよろしくお願いします。

○阿部委員長

以上で当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、御発言をお願いします。

（「なし」と発言する者あり。）

別に質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

議第51号別府市布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第51号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、上下水道局の審査を終了いたします。

これをもちまして、当委員会に付託を受けました議案の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告及び会議録の作成につきましては、委員長に一任していただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、委員長報告及び会議録の作成につきましては、委員長に一任していただきます。

これをもちまして、観光建設水道委員会の議案審査を全て終了いたします。

○閉議：11時23分